

令和 8 年度 事業計画書(案)
(第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務)

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会

令和8年度事業計画

当協会は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき総務大臣から指定を受けた基礎的電気通信役務支援機関として、令和7年度に、令和4年改正法（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号））により創設された第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）を新たに開始した。令和8年度においては、初めてとなる第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収などの具体的業務の円滑かつ的確な実施を推進するとともに、第二号基礎的電気通信役務に係る制度の定着を図るため、以下の体制及び実施方法等により、第二種支援業務を実施する。なお、令和7年改正法（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号））により創設された最終保障提供責務に係る制度の円滑な運用開始に向けた観点から、必要に応じて検討等を行う。

1 第二種支援業務の実施体制の確保

(1) 職員

第二種支援業務に関する事務を執り行うため、第二種基礎的電気通信役務支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）に、職員として、室長はじめ3名を配置する。

(2) 設備

第二種支援業務の用に供するための専用事務スペースを確保するほか、事務処理用のパソコンやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を適宜配備する。また、基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保する。

2 第二種支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法、回線単価の算定その他第二種支援業務の実施に関する重要事項を調査審議するため、法第113条第2項の規定に基づき開催される支援業務諮問委員会を円滑に運営する。

なお、同委員会は、第二種交付金の額及び第二種負担金の額等の認可申請案作成時並びに事業計画案及び予算案作成時の2回定例開催する。

(2) 第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収に係る業務の的確な実施

第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収に係る第二種支援業務については、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）に基づく個社ごとの第二種交付金の額及び第二種負担金の額の確定時等における複数によるチェックの実施、「負担金・交付金管理事務システム」を用いたデータの適正管理、帳票化、関係機関等への確認の実施などにより、納付漏れや疑義等が生じないよう的確な実施に努める。

また、第二種負担金の徴収及び保管並びに第二種交付金の交付にあたっては決済性預金口座を使用することとし、預金通帳を隔離するとともに、当該口座からの振込先を第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費費用の口座に限定し、振込手続きにかかるシステム操作の認証を強化するなどのセキュリティ対策を講じることにより、資金の安全な管理に努める。

(3) 第二種交付金の額及び第二種負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下の事務を適切かつ円滑に実施する。

- 法第110条の4第1項の規定に基づいて、第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受ける
- 法第110条の5第2項において準用する法第110条第2項の規定に基づいて、第二種負担金の額を算定し、当該第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受ける
- 総務省告示第316号（令和7年9月12日）に基づいて、回線単価を算定する

また、第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収事務を適正、公正かつ確実に実施するため、外部機関（公認会計士等）による会計・経理事務のチェックを厳正に実施する。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

第二号基礎的電気通信役務に係る制度に関する一層の周知徹底に向け、電気通信事業者や消費者団体等の関係者とも引き続き連携し、効率的・効果的な周知・広報活動の実施に努める。

(5) 円滑な問合せ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問合せ等については、効率性にも留意しつつ、第二種支援業務室やコールセンターによる迅速・的確な対応に努める。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、第二種支援業務室に第二種支援業務の専任の職員を配置することにより組織的な独立性を確保する。また、情報の目的外使用や情報漏洩を防止するため、第二種支援業務のための専用システムを用いること等によりシステムの独立性を確保する。さらに、資金の適正な管理のため、明確な区分経理により会計を整理することにより他の業務との間の会計的な独立性を確保する。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

第二種支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務の執行体制の効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努める。

(3) 情報公開の実施

基礎的電気通信役務支援機関の財務状況、第二号基礎的電気通信役務に係る回線単価や第二種交付金及び第二種負担金に係る情報、その他第二種支援

業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努める。